

必要と考えられた。

よりよい品種を交配して、パピーウオーカーから育成するには1頭数百万円するとも云われている。輸入でも高価になり、実質20%の成功率と聞くので、育成側では安価な方法を模索する必要がある、と共に助成する側もこのような実状にあった助成を行う体制が必要なのではないかと考える。

対象者については盲導犬の絶対数が足りない状況では就労者が優先と考えられるが、この対象者についての自治体間の差がなかったのは一考に値する。

盲導犬については既に40年の歴史があり、一般市民も盲導犬を認知しているのは大変な進歩であり、関係者の努力が伺われる。しかし視覚障害者が人生のパートナーとして盲導犬を使用するにあたっては、事業のためまない日進月歩が必要であり、そのためには貸与した自治体の長期的なきめ細かい関与が更に必要と思われる。

一度貸与された盲導犬が、年月が過ぎると、しつけの面でも、盲導犬としての働きの面でも変わってくるのではないかとと思われる。2年おきとか3年おきに、再評価をするとか再教育をする必要があるのではないかと考えられるが、貸与後の再教育等への助成について唱っている自治体は皆無であった。また盲導犬の飼育にかかる費用についての助成を行っている自治体も少なく、さらに盲導犬のシンボルであるハーネスについての助成、定期的な交換の助成が皆無であったのは、利用者のニーズを把握していないことが示唆される。

盲導犬訓練施設には使用者からの声を聞

く機会を設けているが、これに留まらず、助成を行っている自治体の実態を把握し、事業の改善を図る一助とするために貸与した自治体に要望するのがよりよい場合もあると考えられる。

E. 結論

緊縮財政の今日、如何に有効に盲導犬を飼育し視覚障害者の手に渡し、日常視覚補助具の一つとして使用し、障害者の社会貢献を促すかを検討する上で盲導犬事業を参考とした。盲導犬は視覚障害というほぼ同一の障害で、手に渡すまでは一様の訓練で済むので、後は合同訓練を考えればよいが、介助犬に関しては障害が多様であり、また視覚障害者には少ない、進行性の疾患、合併症を持つ障害者が多いことから、同様の事業と位置づけることには問題があると考えられる。盲導犬に対する助成事業においても指定団体の差違、飼育費や継続教育についての助成の不足や欠如、ハーネスについての助成の欠如など、利用者の側に立ったきめ細かな助成事業が行われていないことが明らかとなった。介助犬においては、障害の多様性から、盲導犬よりもさらにきめ細かな対応が必要であることから、利用者のニーズを十分反映させ、有効な助成事業とするためには定期的な実態調査を行うことが必要である。

G.研究発表

学会発表

盲導犬貸与事業の実態- 介助犬の供給体制に
求められるものとは- : 第 39 回日本リハビリ
テーション医学会 2002

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

介助犬の候補としての家庭飼育犬および不用犬における

人獣共通寄生虫の疫学調査

分担研究者 赤尾信明 東京医科歯科大学大学院国際環境寄生虫病学分野講師

研究協力者 江上三喜子

研究趣旨

障害者の社会参加の促進を目的とした介助犬が公衆衛生学的に問題となることのないためには、人獣共通感染症への罹患状況の実態調査が必要である。人畜共通感染症の立場から腸管ならびに血液寄生原虫の保有状況を検討した。その結果、定期的な検査や駆虫が行われていないイヌでは人獣共通寄生虫に感染している割合が高く、介助犬使用者の社会参加を進めるうえで、定期的な検査と治療体制の整備が必要と考えられる。

A. 研究目的

障害者の自助具としての介助犬が障害者の社会参加を可能ならしめるためには、介助犬が健康であるとともに、介助犬が原因でヒトへの感染が起こらないことが必要である。今後介助犬の数的拡大が求められている現状で、その候補となるイヌをどこに求め、どのような健康管理を課すかが最大の懸案として提起されている。

犬から感染する疾病、いわゆる人獣共通感染症についてはWHOの分類によれば70種類以上にも分類されている。その中にはヒトを死に至らしめるものも含まれている。今回、我々はイヌから感染する可能性のある寄生虫について、介助犬の候補犬として期待されている家庭で不用となったイヌと家庭飼育犬を対象に、腸管内寄生虫と血液内寄生虫の感染状況について調査を行った。

B. 調査方法

1. 検査対象

愛知県安城市内の開業獣医科医院を訪れた家庭飼育犬50頭および広島県豊田郡の広島県動物愛護センターに搬入された家庭で飼育されていた不用犬15頭と野良犬35頭を対象とした。検体容器をあらかじめ送付し、検体採取後、冷蔵保存した状態で返送を依頼した。検体は平成13年12月14日から17日までに採取された。

検査対象犬の年齢は外貌から判断し、1歳以上と1歳未満に区別した。それぞれの群の年齢分布、性別は、家庭飼育犬（愛知県）1歳以上（雄10頭、雌30頭）、1歳未満（雄5頭、4頭）。1歳以上（雄12頭、雌13頭）、1歳未満（雄11頭、雌14頭）である。

2. 検査方法

糞便は直腸から直接採便した。また、血液は凝固防止剤添加採血管に血液4～5mlを

入れ、直ちに転倒混和した。糞便、血液とも採取後3回内に検査を実施した。

検査は以下の方法により行った。

- (1) 糞便検査：ホルマリン・エーテル法後の沈渣にヨード染色を施し、消化管寄生蠕虫類および原虫囊子の有無を検査した。また、沈渣の一部を用いて初等浮遊法を行い、クリプトスポリジウムオーシストの検査を行った。またこの検査と同時に沈渣の塗抹標本を作製し、Kynoun 抗酸染色後にオーシストの確認を行った。
- (2) 血液検査：血液薄層塗抹標本を作製しバベシア原虫の有無を検査した。またのこりの血液2～3mlを用いて、ヌクレオポア法による血中マイクロフィラリア集虫法を行いイヌ糸状虫感染の有無を検査した。

C. 調査結果

1. 糞便検査結果

ホルマリン・エーテル法によって検出された蠕虫卵を表1にまとめた。家庭飼育犬50頭からはイヌ小回虫卵が1頭の犬から検出されたのみであった。一方、不用犬からは多くの種類の寄生虫卵が検出された。中でも、イヌ回虫卵は34%の糞便に認められ、その多くが幼虫包蔵卵にまで発育していた。また、重複感染は26%のイヌに認められ、1頭で4種類の寄生虫に感染している個体もみられた。

表1 糞便検査で確認できた消化管寄生蠕虫類

家庭飼育犬 (50頭)		不用犬 (50頭)	
イヌ小回虫	1	イヌ回虫	1
			7
		鉤虫	3
		鞭虫	1
			0
		マンソン裂頭条虫	1
			2
		浅田棘口吸虫	2
陰性	49	陰性	2
			1

2. 糞便内原虫囊子およびオーシスト検査

今回の検査では、家庭飼育犬、不用犬いずれの糞便内からもいかなる原虫の囊子やオーシストも見いだすことはできなかった。

3. 血液検査結果

(1) イヌ糸状虫マイクロフィラリア検査

50頭のうち2頭の血液採取量が少なかったため、48頭について検査を実施した。ヌクレオポア法によるイヌ糸状虫マイクロフィラリアの検査では、不用犬48頭のうち23頭からマイクロフィラリアを検出した。1歳未満と1歳以上でマイクロフィラリア陽性犬と陰性犬との間には統計学的に有意な差を認めなかった (χ^2 検定, $p=0.762$)。

(2) 血液薄層塗抹標本

今回は、バベシア感染の有無を調査するために薄層塗抹標本を作製し、血液内原虫の有無を検査した。広島県動物愛護センターに搬入された50頭のイヌの血液中にはバベシア原虫を認めなかった。

D. 考察

イヌを原因とする人獣共通寄生虫を表2にあげた。これらはいずれも国内での感染が報告されているものであり、ヒトへの感染がつねに起こりうる寄生虫である。この中にはイヌから直接感染するものだけでなく、イヌに寄生する外部寄生虫が原因となる瓜実条虫や外部寄生虫そのもの（ネコノミ）による皮膚炎も報告されている。いずれも使用者自身だけでなく周囲のヒトにも感染が送らる寄生虫である点に注意しなければならない。たとえば、イヌ回虫幼虫症は網膜内に寄生する眼トキソカラ症の報告は年間200例以上にのぼっている。またこの幼虫による皮膚炎も最近報告されている。

今回の調査から以下のことが明らかになった。(1)健康管理に十分注意して飼育されている犬からはヒトに感染するおそれのある寄生虫症が伝播する可能性は低い。(2)健康管理の行き届いていない犬には多くの寄生虫が感染しており、その中にはヒトに感染する種類もみられた。

表2 イヌを原因とする寄生虫疾患

イヌ回虫	失明・肺炎・肝障害
鉤虫	皮膚爬行疹
糞線虫	下痢・削瘦
鞭虫	下痢
包虫	肝腫瘍
瓜実条虫	消化器症状
ランブル鞭毛虫	下痢・削瘦
クリプトスポリジウム	下痢
ネコノミ	皮膚炎

E. 結論

今後、介助犬の需要はますます増加してい

くことが予想されるが、その介助犬の候補犬を安定的に供給するシステムは未だ確立されていない。その一つとして各地の動物愛護センターに搬入されてきた不用犬の中から候補犬を供給する試みが始められている。このようなイヌを介助犬の候補として利用することは候補犬の安定供給という面から不可避なことと考えられるが、今回の調査から明らかのように、これらのイヌのなかには人獣共通寄生虫に感染していることがあることを念頭に、トレーニング開始前の検査と介助犬となつてからの定期的な検査は欠くことができないと考えられる。

今回は、内部寄生虫のみを対象に検査を行ったが、今後は、今回実施した検査項目に加え、外部寄生虫や口腔内細菌、被毛の真菌類、尿中のレプトスピラなどについても定期的に検査できるシステムを確立しておくことが、介助犬使用者の社会参加にとって重要な要件であると考えられる。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

身体障害者補助犬法案の評価と課題

分担研究者 青木人志 一橋大学大学院法学研究科助教授

研究要旨

2002年2月現在国会に提出されている「身体障害者補助犬法案」と「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案」につき、従来の法状況と比べてその新機軸を検討し（タテの比較）、かつ、アメリカ合衆国の「能力障害をもつアメリカ人法」（ADA）と対照したときの比較法的特質を探ったうえで（ヨコの比較）、法案に含まれる解釈論的課題とそれに関連して起こりうる法的責任問題のシミュレーションを行った。

タテ・ヨコいずれの比較視点からも、「訓練育成過程に必要な応じて医療提供者の関与を確保しつつ、指定法人によって認定された盲導犬・介助犬・聴導犬だけを『身体障害者補助犬』とし、同伴者の公共施設等へのアクセスを手厚く保障する」という法案の基本的構想に、独自の進歩や工夫が見られた。ただし、同時にそれが法案の限界だと考えることもできる。なお、法案成立後、さまざまな解釈論上の問題や、関連した法的責任問題が生じる可能性はもちろんある。

上の点をふまえ、法案が成立したら、その後は省令等により補助犬育成段階をきめ細かく規制する一方で、補助犬同伴者の権利実現を担保するシステムも考案すべきである。行政の啓蒙・指導活動や訴訟外の柔軟・迅速な紛争処理システムの構築がとくに重要であろう。「良質の補助犬を育て身体障害者の自立及び社会参加を促進する」という法案目的の達成は、法案の周囲にどれくらい充実した官・民のサポート体制を作ることができるかにもかかっている。

A.目的

国会審議中の2つの法案（2月15日現在衆議院で審議中）、「身体障害者補助犬法案」（衆第28号）、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案」（衆第29号）のもつ意義を多角的に評価し、あわせてその将来の課題を理解することを目的とする。

B.方法

法案を評価する方法としては、従来の日本法と法案の内容を通時的に比較し法案の特質（日本法の進歩と変化）を探るやり方（タテの評価）と、比較法的な手法にもとづき一定の外国法との対比で法案の特質を共時的に摘出するやり方（ヨコの評価）がある。本研究ではこの二つの方法を併用した。なお、比較法的な評価（ヨコの比較）を行うにあたっては、盲導犬・聴導犬・介助犬の権利保障においてもっとも先進的なアメリカ法（「能力障害をもつアメリカ人法」=ADA）を比較軸として選んだ。

それら二つの視点から法案を評価した後、法案の具体的文言のもつ解釈論上の問題点と、その他起こりうる法的責任問題について、法解釈論的な手法でシミュレーションを行い、検討を加えた。

C. 結果

1. タテの評価：新機軸は何か

従来のがが国の法律上は、身体障害者補助犬（以下たんに補助犬と言う）は、盲導犬についての規定が道路交通法や身体障害者福祉法に断片的に含まれていただけで、介助犬と聴導犬については、まったく規定を欠いていた。また、盲導犬同伴者の法律上のアクセス保障も不十分なものであった。国会審議中の2法案は、下の6点について日本の法状況を前進させるものである。

①補助犬利用者のアクセス保障の飛躍的拡大

②盲導犬・聴導犬・介助犬の法的位置づけの明確化

③指定法人による認定制度の創設

④補助犬育成者と使用者の責務を規定

⑤補助犬育成事業の社会福祉事業としての公的な位置づけと支援を規定

⑥国・地方自治体の補助犬の理解促進努力と国民の協力を規定

2. ヨコの評価：ADA との比較

つぎに、先進的な「能力障害をもつアメリカ人法」（Americans with Disabilities Act of 1990=ADA）と法案内容を比べると、次のような比較法的相違を抽出することができる。

①法の一般的な性質の違い

わが法案は福祉法とアクセス保障法

の折衷だが、ADA は包括的な差別禁止法である。

②「障害者」ならびに「介助動物」の射程の違い

ADA の対象とする障害者は身体障害のみならず精神障害も含むが、法案は身体障害者だけを対象としている。また、法案のいう「身体障害者補助犬」は盲導犬・介助犬・聴導犬に限られるが、ADA のもとでは「介助動物」同伴者の権利が認められ、犬以外の動物種を介助動物として同伴することも可能である。

③どの段階に関わる法かの相違

わが法案は補助犬の訓練・認定・使用すべての段階に関わるが、ADA は使用段階にもつぱら関わる

④公的認定制度の有無

法案は補助犬の認定を指定法人が行うこととし、盲導犬のみならず介助犬・聴導犬についても公的認定制度を創設した。一方、ADA で同伴権が認められる「介助動物」にはまったく公的認定制度がない。

⑤医療提供者との連携要請の有無

法案は補助犬の訓練事業者が必要に応じて医療提供者と連携すべきことを規定するが、司法省管轄の差別禁止法たる ADA には、このような医療的配慮はない。

⑥補助犬同伴者の受け入れ拒否をした場合の制裁と救済についての規定の有無

公共施設などが補助犬同伴者の入場を不当に拒否した場合、ADA のもとで特別の制裁や救済が規定されているが、法案にはない。そのような事態が

生じた場合は、一般法（民法や国家賠償法）の原則による。

⑦執行体制

ADA の下では、権利の実現のための法執行体制が周到に準備されており、司法省のイニシャチブで訴訟を提起したり、訴訟外の和解・調停を行うシステムがある。法案には特別な執行体制は含まれていない。

3. 法案の解釈をめぐって生じうる諸論

かりに法案が提出原案のまま成立したとすれば、つぎのような解釈論上の問題が生じる可能性がある。

①介助犬の定義

介助犬を使用できる人の範囲と、介助犬の機能の限界はどこまでか。

②訓練事業者の義務

医療提供者と「連携」する必要はどんな場合で、どのように連携すればいいのか。また、使用状況調査を行う範囲とその具体的な方法はどうか。

③公共施設等への同伴

施設管理者が介助犬同伴者の受け入れを拒否できる場合（「当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合」）は、いったいどんなときか。また、公共施設同様にアクセスが保障される「不特定かつ多数の者が利用する施設」はどこまでの施設を含むのか。

④指定法人による補助犬認定

認定者が訓練者でない場合、認定者には使用状況調査義務はないのか。

4. その他、想定しうるいくつかの法的責任問題

その他、下記のような場合に、訓練事業者・認定者・補助犬使用者・医療提供者の責任問題が生じる可能性がある。

① 犬が適切に訓練されず、補助犬として十分な機能を果たさない場合

② 補助犬の行動により損害が発生した場合

③ 不適切な合同訓練により使用者に損害（障害悪化など）が発生した場合

④ 補助犬使用者の受け入れを拒否した者の責任

これらの場合には、具体的な状況に応じて、訓練者や使用者などに不法行為責任（とりわけ動物占有者責任）や債務不履行にもとづく請求（多くは損害賠償請求）を行うことが理論的には可能であるが、実際の訴訟では因果関係や過失などの要件の証明が容易でない場合もある。なお、債務不履行にもとづく損害賠償請求権と不法行為にもとづく請求権は競合するので、被害者はどちらを主張してもかまわない。訴訟ではふつう両方が主張される。

D. 考察

法案は、従来の法状況と比べても比較法的にみても、独自の進歩と工夫を含んでいる。「訓練育成過程に必要に応じて医療提供者の関与を確保しつつ、指定法人によって認定された盲導犬・介助犬・聴導犬だけを『身体障害者補助犬』とし、同伴者の公共施設等へのアクセスを手厚く保障する」という基本的構想は、「身体障害者の社会参加」という要請と、「良質な補助犬の供

給を確保する」という要請をバランスよく配慮したものである。

しかし、その一方、訓練過程をきめ細かく統制すると補助犬の供給量は減り一頭あたりに必要なコストも上昇する。そして、従来の法状況と比べて補助犬使用者のアクセス保障は実体法上飛躍的に強化されたといえ、法案中にはその権利を実現するための特別の法執行システム（制裁や救済）は規定されていない。こういった点を強調すると、「独自の工夫」と積極的に評価できることが、同時に「法案の限界」だということもできる。

わたくし自身は、身体障害者補助犬の育成普及を、権利問題一辺倒ではなく、医療福祉的な配慮を加味しつつ発展させて行こうという法案の基本姿勢は、日本社会に相応しい補助犬のあり方として是認されてよい法政策だと考える。

今後、補助犬の訓練と認定については、厚生労働省令で詳細がさらに定められることになっているので、それによって、「良質な補助犬の供給」という要請を満たすべく統制は一層実質化すると思われる。また、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法

律案」が成立し、障害者基本法、社会福祉法、身体障害者福祉法の改正が実現すると、補装具の給付や盲導犬の貸与と同様、都道府県による介助犬・聴導犬の貸与システムを作ることも可能になる。

このような育成・給付段階の制度づくりのみならず、補助犬同伴者の権利実現の面においても、法案に規定したアクセス保障を「画に描いた餅」としないために、法の執行と権利実現を担保するシステムも考えるべきである。その際、行政の啓蒙・指導活動や訴訟外の柔軟・迅速な紛争処理システムの構築が重要な課題となるだろう。

E. 結論

今回の法案が成立すると、介助犬を含む身体障害者補助犬をめぐる法状況は、大きく前進する。ただし、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する」という目的の実現は、法案成立後に出される省令等により、法の周囲にどれくらい充実した官・民のサポート体制を作ることができるかにかかっている部分もある。

(以上)

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

介助犬使用による作業遂行における課題の作業療法的検討

分担研究者 原 和子 名古屋大学医学部保健学科作業療法学専攻助教授

研究協力者 加藤清子 研精会山田病院作業療法士

研究要旨

平成 13 年 6 月に介助犬を導入したユーザーを 3 回にわたり訪問調査し、介助犬を使った介助動作を評価した。介助犬による介助動作が期待通りに遂行されていない状況を、人間作業モデルの概念を用いて検討し導入プログラムを立案した。

A.研究目的

介助犬導入後、必要な介助動作が適切に行われているかチェックし、遂行上の問題を作業療法的に分析し導入プログラムを検討する。

B.方法

平成 13 年 6 月に合同訓練を経て、介助犬を導入したユーザーについて導入前の平成 11 年 10 月、平成 13 年 11 月と介助動作が上手く行えず、一旦犬を戻し再度合同訓練を行っていた平成 14 年 2 月の 3 回訪問し、介助犬による介助動作を評価し、インタビューをした。結果を、人間作業モデル（Model of Human Occupation）により検討し考察を行う。

C.結果

▼ユーザー N.S さん 45 歳 男性

○18 歳時に事故により C5、6 頸髄損傷
(Zancolli level : C6B2)

○ADL 状況

食事と整容：工夫して自立

排泄：自立

移動：車椅子にて自立

入浴：車椅子対応風呂場にて自立

自宅環境：車椅子対応に家屋改善してある

○職業

知的障害者更生施設にて非常勤の事務

職員。通勤は車。

○家族状況

両親と寺の自宅に同居。兄は、妻と子供と離れに住んでいる。妹は近所に嫁んでいる。

○趣味

車椅子バスケットボール

友達との交流

▼介助犬導入の経過

○平成 11 年 10 月

〈介助犬への needs〉

- ・ 起き上がり介助。・ 衣服の着脱。・ 車椅子移乗時に支える。

○平成 13 年 6 月

介助犬との合同訓練に入る。

○平成 13 年 11 月

〈生活の変化〉

- ・ 介助犬を職場に連れて行っている。
- ・ 体調管理をしている。
- ・ 生活が規則正しくなった。
- ・ 介助犬の世話は母、妹が行っている。

〈介助犬による介助動作〉

- ・ 落としたものを拾う。
- ・ 戸を開ける。

（上手くやれない事も多い）

〈介助犬を持って感じる事〉

- ・ 介助犬を使っていこうと頑張っているが、1 つ歯車が狂うと出来なくなってしまう。
- ・ もし間が開いたら言う事を聞いてくれるか不安。
- ・ 友人と出かけて、店の受け入れが良くないと介助犬がいることでみんなを白けさせてしまう気がする。
- ・ 介助犬との信頼関係はまだ築けてはいない。
- ・ 介助犬の介助動作は確実性がない。
- ・ 自分自身にとり必要な介助動作は介助犬を使った方がいいのか、自分で苦労した方がいいのか迷っている。
- ・ 介助犬を使う動作の練習の仕方がわからない。

〈介助犬の介助の様子〉

- ・ N.S さんは介助犬が指示する動作をしないとあせる様子で、指示をさらに繰り返す。
- ・ 介助動作以前の come by stand, sit の position も指示を数回出しても行わない事も多い。
- ・ N.S さんの指示の出し方は、介助犬の注意がそれでも自信無い声で繰り返している。

○平成14年2月

〈生活の変化〉

- ・ 介助犬をトイレに連れて行くのはやっている。
- ・ 時間が無いと介助犬の世話の部分がカットされる。
- ・ トイレ以外の世話は家族が行っている。

〈介助犬による介助動作〉

- ・ 落ちたものを拾う。
- ・ 靴、電話を取って渡す。
- ・ 戸を開ける。・ 起き上がり
- ・ 車椅子からペットヘトランスファー (トレーナーがついて練習中)

〈介助犬を持ってみて感じる事〉

～介助犬を戻す前の状況～

- ・ 介助犬を使うポイントがわかっていたなかった。トレーナーの見よう見まねでやってただけ。
- ・ 介助犬をみて何をしようとしているかわからなかった。
- ・ 声かけのタイミングがわからなかった。
- ・ 性格的に失敗しちゃいけないと思う方で、最初から完璧を求めている為精神的プレッシャーを強く感じた。
- ・ 介助犬が一回でやってくれないと (俺なんか…) と自信がなくなっていた。

～再合同訓練に入ってみて～

- ・ 介助犬が何かに気を取られた時に声かけをして集中させられるようになり、あせらず余裕をもってできる。

〈担当トレーナーの感想〉

- ・ 前は介助犬をユーザーに渡すタイミングが早かったと思う。
- ・ あせると介助犬が見えていないところなど、ユーザーのわかっていないところなどがわかってきた。
- ・ 前はこうすれば介助犬はこうしますというような教え方で、上手く行かない時の対処方法を教えていなかった。
- ・ 今回は介助犬に伝わるようにもって行くにはどうしたらいいかをユーザーに考えて

もらい指示の出し方を工夫している。

D.考察

18歳の時に受傷し、4年に及ぶリハビリテーション入院を経て自宅に戻り、職を得てサークル活動に参加するなどの社会生活を過ごしてきた N.S.さんが受傷後25年を経て更なる生活の便利さ、社会活動の広がり求めて、介助犬を持とうと決心した。

平成13年6月待望の介助犬との合同訓練を経て、介助犬との暮らしが始まるが、平成13年11月に N.S.さんが“介助犬を使っていこうと頑張っているが、一個歯車が狂うと出来なくなってしまう”と言っているように介助犬が N.S.さんの生きた自助具として日常生活における作業遂行を容易にしていくにいたらなかった。この事について人間の作業行動を環境と交流しながら組織していくダイナミックなシステムととらえて説明している人間作業モデル (Model of Human Occupation) の概念を用い検討していきたい。更に介助犬が機能していく為の導入プログラムを作業療法士の立場から考えていきたいと思う。

人間の作業行動は Kielhofner によると、人間システム、課題、環境という構成要素にすべて一緒に支えられている。そして人間システムの構造は、それらが使われるその過程を通して作り上げられ、維持され、変化させていかれる。行為無しには人間システムの構造の組織化や再組織化は起こらない。行為を行う事は、システムが将来にも同じ行為を成し遂げるように再びダイナミックな遂行の輪郭を作る組織化を促していく。

N.S.さんが介助犬を使い日常生活動作を遂行していくシステムを組織していくためには、介助犬を使い生活していくという行為の反復を通してダイナミックに遂行の輪郭を作っていく事

が必要になる。今この行為の反復がスムーズに行われなかった事を、人間システムを構成する3つのサブシステムに分けて考察する。

人間システムは、意志、習慣化、遂行という3つのサブシステムからなる。これらのサブシステムは、環境内の諸要因と共に人間システムに作業行動を組み立てさせるために、統合的なやり方で協業する。

「人間システム」

- ① 意志サブシステム 作業行動を選択する事
- ② 習慣化サブシステム 作業行動をパターンあるいはルーチンへと組織化することに役立つ
- ③ 遂行サブシステム 作業の熟達した達成を可能にする

1 意志サブシステム

平成13年11月には、“介助犬との信頼関係はまだ築けてない”“介助犬の介助動作は確実性がない”と N.S.さんは言っているように、自分の行動が好ましい結果を達成するという統制感を認識できずにいる。介助犬を使い日常生活を行うという行動の構造が、上手く組織されていかずに、自信のない様子で介助犬への指示を繰り返すなど、“上手くいかない”という不安が更に介助犬が介助動作を行わないという状況を引き起こしていると思われる。また、“自分自身にとって必要な介助動作は、介助犬を使う方がいいのか、自分で苦労してやった方がいいのか迷っている。”と言っているように、今までやれる事は工夫して時間をかけて行うという事に価値を置いてきた N.S.さんにとって、介助犬を使っていくという事は、相反する価値を持つ事として統合されていないのではないかと思われる。

平成14年2月の“性格的に失敗しちゃう

けないと思う。最初から完璧を求めていた”
と言う発言から、介助犬が上手く機能しない
状況は更に価値のないこととして捉えられ
“俺なんか”と有効感を得られない状況にな
ったのではないかと思われる。

2 習慣化がシステム

習慣は適切で効率的な行動パターンを作り出
す傾向の事であり、習慣は遂行に必要な意識
的努力の量を減少させる。

時間がかかっても工夫し自分で行ってきた
日常生活のパターンの方が、介助犬に指示を出
し行うよりも意識的努力の量は少ないので、
今の N.S さんにとって楽なのだと思われる。
また、介助犬の世話についても効率的なパ
ターンができれば“時間のない時は cut される”
ではなく、世話も含めた朝の支度のパ
ターンを意識的努力が無くとも自然に行うことが出来
るであろうと思われる。それにより介助犬の
主人としての役割が内面化され、役割義務を
果たすために自分の時間と行動を組織化して
いくことができると思われる。

3 遂行がシステム

N.S さんの場合介助犬に指示を出すのは決
められた言葉を発する事により行われるが、
犬の行動特性を知った上で犬に指示が理解さ
れるように出されなければ、介助犬はその指
示と動作を知っていても適切に行動しない。
平成 13 年 11 月に N.S さんは“介助犬との
信頼関係はまだ築けていない”と話している
が、どのように犬と信頼関係を結んでいくか
は、犬の行動学に基づいた指導が必要である。

介助犬による介助動作の観察では、N.S さん
は介助犬の注意がそれであってもそのまま指
示を出し、介助犬が従わないとあせった様子
で自信なげに指示を繰り返していた。結局
介助犬は指示に従わず、N.S さんはあきらめ

てしまった。インタビューで、“介助犬を使ってい
こうと頑張っているが 1 個歯車が狂うとでき
なくなってしまう”“介助犬を使う動作の練
習の仕方がわからない”の訴えがあったよう
に、介助動作をスムーズに進めていくためにど
ういう要素が必要なのかの知識の提供が必要
と思われる。

<N.S さんが介助犬を使って生活していくた
めの問題点>

- ①. 自己統制感、有効感の低さ 日
常生活を行っていく上での価値
- ②. 自分の事は自分でやるという習慣
介助犬の主人としての役割の不十
分さ
- ③. 適切な知識に基づく犬のハンドリング
技術の未熟さ

以上のような問題点により NS さんの日常
生活において介助犬介助犬は、その指示がど
の動作を示すのか知っていて行う能力がある
にもかかわらず適切に機能しない状況となっ
ていたと思われる。

これらの事を考慮して N. S さんにとって
適切な介助犬の導入プログラムを考えてみる。
N.S さん自身の能力の認識を改善していくた
めには、日常生活を介助犬の介助で行うとい
う一つ一つの作業遂行を通して、自己イメージ
を強化していく必要がある。その作業遂行が適
切に行われるには、犬の行動学の知識に基づ
くハンドリングの技術が必要になってくる。そし
て、介助犬を気にかけて、やれる世話を通して主
人としての役割と習慣が得られていくような
生活の流れを作っていく事も必要である。

N.S さんは、失敗しちゃいけない、完璧じゃ
ないと・・・と気負ってしまう性格的傾向がある
ようなので、可能であれば介助犬との合同訓
練に入る前に動物介在療法のプログラムを持つ

事が有効かと思われる。犬との楽しいゲームを通し気楽にコミュニケーションの方法、ハンドリング技術を身につけることが期待できる。そして、このようなプログラムを通してセラピスト、トレーナーは、ユーザーの作業遂行における傾向を知り、より適切な導入計画が立てられると思われる。

E. 結論

『我々は、教師、セラピスト、キリスト、歌手として生まれるのではない。しかし、そのようなものとして行動する事によって、それらになる可能性がある～ 新たな作業を始める事で我々は自分自身を再構成する事になる』と、人間作業モデルの概念を作り出した Kielhofner が結んでいるように、N.S.さんが介助犬のユーザーになるには、日常生活の一つ一つを介助犬と共に適切に遂行していく事以外に方法はない。

介助犬導入前に、ユーザーの生活状況、身体状況に加え作業遂行について評価し、医師、セラピスト、トレーナーなど多職種が連携して導入プログラムを作成していく必要がある。

参考文献

山田孝：クリカリーズニング Clinical reasoning and the Model of Human Occupation. 作業行動研究、第5巻第1号：P1～5, 2001年

Kielhofner, G. (山田孝・監訳)：人間作業もでる－理論と応用. 協同医書出版, 1999年

Thelma, S. (田端幸枝他共訳)：「クライアント中心」作業療法の実践. 協同医書出版, 2001年

亀山（加藤）清子：動物を介在させた治療活動～精神障害者への試み～. 日本作業療法学会, 2000年

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

介助犬による効果的な介助動作の検討

分担研究者 安藤徳彦 横浜市立大学医学部リハビリテーション科教授

研究協力者 村井 敦士 横山記念病院リハビリテーション科理学療法士

研究要旨

H10-12 年度の介助犬の基礎的調査研究班で脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作について、文献的に介助犬参加の可能性を考察した。そこで今回、訪問調査により、使用者の能力評価と起き上がり・トランスファー動作について、介助犬による介助動作を施行し、問題点・改善点を抽出する。

そして改善した起き上がり動作について、C6A～C6B2 レベルの脊髄損傷者に適応か考察する。そして、この介助方法が部分介助レベルであれば疾患に関係なく、有効か検討する。車椅子からベッドにトランスファーを直接介助犬が介助するには、リスクが大きいので、使用者の頭部を支え、支点（閉リンク）を作ることで使用者の介助する方法を検討、考察する。

A.研究目的

H11-12 年度介助犬の基礎的調査研究で脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作について、文献的に動作方法、介助方法、器具や装具を再確認し介助犬参加の可能性を考察した。そこで今回、実際に使用者と介助方法を施行し、問題点・改善点を挙げ、理学療法士がどのように介助犬に関わっていけば良いかを考察する。

B.研究方法

訪問調査により、使用者の能力評価と起き上がり・トランスファー動作について、介助犬による介助動作を施行し、問題点・改善点を抽出する。

C.研究結果

1.使用者 1 例を紹介する。

使用者：S氏（43歳・男性）

診断名：頸髄損傷（Zancolli:C 6 B2）

障害名：四肢麻痺、直腸・膀胱障害

受傷日：昭和 50 年 3 月

能力：Deltoid5/5、Bicep5/4、

Tricep1/1、Wrist,ext5/4、flx1/1、

Finger,0/0

知覚：Th3 以下脱失

生活状況：

食事は、2・3指間でフォークをは

さみ自立。更衣は、時間はかかる

が自立。整容は、工夫して自立。排

尿は、尿集器にて自立。排便は、週

1回下剤でコントロール。自宅は車

椅子子対応家屋でエレベータ設置済

み。

2.脊髄損傷者の ADL 動作能力

脊髄損傷者の起き上がり動作について確認。

損傷レベルC4～C5B：全介助レベル

レベルC6A～C6B2：部分介助

レベルC6B3～C8B：ほぼ自立

介助が介助犬の適応と考えられる。

以上のことから、全介助では負担とリスクが大きくなり介助犬は不相当と考えられる。

レベル C6B3～C8B はほぼ自立しているので介助は不用である。そこでレベル C6A～C6B2 の部分介助が介助犬の適応と考えられる。

3.起き上がり動作に対して介助犬による介助方法

前回、報告した起き上がり動作の介助方法は、まず両肘で体重を支えるところまでできたら、介助犬が背部から支え（仮に左から）左肘に重心をのせておいて右肘を伸展し手掌を床につく。このとき動作が不十分な場合、前方に押し介助する。左肘を伸展する際も同様。そして長座位を背部から支える。

実際にこの方法を施行しての問題点として、大きく2つ挙げられる。1つ目は、介助犬が背部にいることが多く、アイコンタクトがとりにくい。2つ目は、介助する（押す）場所とタイミングが介助犬には難しく、訓練に期間がかかる。

この問題点をふまえて、介助方法を改善した。まず、介助犬を足元に待機させ両肘で体重を支え、左肘に重心をのせておいて右肘を伸展し手掌を床につくまで、使用者に自力で施行してもらおう。それか

ら、介助犬が使用者の左脇に背部から頭を入れ、左脇を押し上げ、左肘伸展と長座位でのバランスを介助する。

この方法だと指示を出すまで、介助犬と使用者とのコミュニケーションがとりやすい。

また、頭を腋に入れた後もアイコンタクトがとれ、介助する（押し上げる）タイミングを指示しやすい。

IV. トランスファー動作に対する介助犬の介助方法

車椅子からベッドにトランスファーを直接介助犬が介助するには、リスクが大きいと考える。そこで、直接動作を介助するのではなく使用者の頭部を支え、支点（閉リンク）を作り使用者のプッシュアップの力を入れやすくする。この原理はS氏が車椅子から自動車にトランスファーする時も日常使用している。

D.考察 E.結論

前回、提示した「押す」「支える」という介助方法を実際に施行し、それを基に改善した方法を紹介した。この起き上がり動作については、C6A～C6B2レベルの脊髄損傷者に適応だが、起き上がりが部分介助レベルであれば疾患に関係なく、効果的な介助方法であると考えられる。また追加として、足元で待つのではなく両下肢の上に乗せ、下肢を固定することにより使用者が起き上がりやすいのではないかと考えている。また、トランスファー

での頭部の支点（閉リンク）を作る方法も、車椅子からベッド以外のトランスファーにも効果的と考えられる。今後も、1つ1つの動作について介助犬ができる有効的な介助方法を、理学療法士の立場からトレーナーと協力し検討していかなければならないと考える。

[参考文献]

1. 脊髄損傷マニュアル：安藤徳彦 他：医学書院
2. 作業療法技術ガイド：古川宏 他：文光堂
3. 安全な動作介助のてびき：川井伸夫 他：医歯薬出版

研究要旨

介助犬使用者の調査から介助犬の適応は、基本的なハンドリング修得段階、生活の中に応用する段階、新たな作業集広野環境設定にチャレンジする段階の三段階が考えられる。作業療法として各段階に合わせて、心身機能・構造評価・支援から活動・参加の評価・支援、そして社会資源の確保や環境設定に対する介入が必要である。

A. 研究目的

1. 平成 10 年から 12 年にわたる基礎的調査研究で、介助犬使用者の介助犬に対するニーズは、適応が有効である場合、作業遂行度とその満足度が高くなると共に、ニーズそのものの内容も変化することを確認し、報告した。
2. この経験から介助犬適応について、まず介助犬への指示、行動理解と基本的ハンドリング技術について学ぶ、次に自らの生活習慣に介助犬を慣れさせるために働きかける、さらに介助犬との関係を強化し、新しい作業遂行の可能性にチャレンジするという三段階の重層性が示唆された。
3. 最初の適応段階は、合同訓練のほとんどの部分をしめると考えられ、介助犬に対するユーザーの行動はもっぱらトレーナーの指示に従って模倣する段階である。介助犬の反応の見方、発声など指示の与え方、決断のタイミングなど作業遂行は外的に強制される。Georg Kerschensteiner はこのような作業の外的強制の意味について「人

は作業によって文化財的価値を体験し、その価値の担い手となる」と言っているが、この外的強制段階に当てはまると考えられる。

4. 次の適応段階は、応用訓練にあたり、ユーザーは介助犬と相互交流を重ねながら自らのニーズ、この段階では多くの場合習慣的なニーズ、にそって介助犬に働きかけていく段階である。習慣的作業遂行は過去の価値に基づいていると考えられる。現在の生活に適応できるかどうかは、この段階での試行錯誤を通じて検証され、再び自分の物として同化されるか、あるいは変化への作業ニーズが意識化される。John Dewey の言葉を借りるならば「人はまず意識があるから時々生じる感情が意識され、そこから行動が生じるのではなく、まず行動があり、それに他者（介助犬）が反応し、その反応を当事者（ユーザー）が受け入れ行動が継続されるとき感情、価値、意味が生じる（経験と自然）」ということになる。介助犬との作業が内在化してくる過程とい

える。

5. 最後の適応段階は、ユーザーがさらに介助犬との作業の可能性に挑戦してゆく段階である。この段階でユーザーは独自性、創造性をもって介助犬に働きかけることができると考えられる。アフォーダンス理論として Gibson は「知覚情報は、対象の発する物理的な刺激を特定の感覚器官から入力し、それを中枢が処理するのではなく、環境（介助犬）を探索する有機体（ユーザー）が、環境とインタクトするなかではじめて発生し分化する」としている。内在化された介助犬との関係を、そこにとどまるのではなく新たな関係づくりに挑戦する段階である。ここで「環境の新たな変動の結果として、拡大した欲求、あるいは別の欲求となる (Georg Kershensteiner)」と言える。
6. 以上の作業遂行段階の変化に応じた作業療法としての評価と目標を検討する。

B. 研究方法

介助犬使用者の作業遂行内容の変化に伴う対応について、面談あるいは電話により聞き取り調査した。

対象症例は以下の2例である。

1. M.I 氏 (39 歳、男性、頸随損傷、Zancolli level C6A)
2. D.H 氏 (27 歳、男性、進行性筋ジストロフィー症、Duchenne 型、四肢・体幹機能障害、呼吸器障害)

今回の調査は、症例へのインフォームド・コンセントを得ることに充分配慮し、研究の

目的、内容、将来における社会的利益の可能性等の説明を行い、承諾を得た。面談、質問の時間は概ね 30 分であり、身体的精神的負荷は最小限と考えられる。又、質問内容はプライバシーを侵すものではない。

C. 結果

1. M.I 氏と介助犬の主な作業遂行と作業療法的評価・アプローチ

① 平成 11 年 9 月合同訓練開始。作業療法としての評価はニーズ調査のためのカナダ作業遂行測定その他、心身機能・構造評価を行い、シーティング指導と介助犬のポジショニング介入の可能性を話し合った。

② 平成 12 年 10 月 (介助犬の療養のため共同生活歴、約 6 ヶ月) : 「物を持ってくる」「ドアの開閉」「エレベーターのボタンを押す」「スプリントを外す」「サンダルを持ってくる」「車いすを押す」等であった。ニーズの変化を確認した。

平成 13 年 11 月 : 上記の項目に加えて「ボール投げ (写真 1、2)」「緊急連絡用の紐を引く (写真 3)」「玄関ドアの開閉ボタンを押す (写真 4)」等であった。ボール投げ機はデパートのおもちゃ売り場で入手し、スイッチ部分はリハビリ

・エンジニア (横浜市総合リハビリテーションセンター、畠山氏) の尽力により改造した。本体価格が 4000 円程度、スイッチが 8000 円であった。工夫部分は、スイッチ、および自分でボールを入れられるところであつ

た。

セコム緊急連絡装置のスイッチ部分は畠山氏の作成によった。紐の部分は切れにくいようにテグスが使用されている。スイッチ自体は実費でほぼ無料であった。

玄関ドアの入手先は寺岡オートドアで、価格は自動ドアとして80万円であった。工夫点はタッチスイッチを障害者、介助犬の両方で使える高さに設置することであった。この装置の結果介助犬にコマンドを出すことで遠隔操作が可能となった。

以上のように、それぞれは特別に注文され、作られた自助具であった。介助犬との生活をさらに有効な内容とするための創造性、積極的介入姿勢を確認した。

2. D.H氏と介助犬の主な作業遂行

- ①平成10年（介助犬との生活歴、3年）：「物を拾う・届ける」「ドアの開閉」「手を持ち上げる」「タオルを電動車いすで押さえ、引き合ったり、ボールをくわえさせて遊ぶ」
- ②平成14年2月：「自動給餌器のスイッチを押して、犬に食事を与える（写真5～8）」

ユーザーからのメッセージでは以下のとおりである。

「介助犬と共に生活して丸3年が立ちました。当初は僕自信体力もあり、腕力もわずかですが自分で動かす事が出来たので例えば物を拾ってもらおう事にしても膝の上に置いて貰えればそこから移動させたり、掴んでどこかに置いたりする事が出来た訳です。しかし症状が進行した事で膝の上からの展開ができなくな

ったのです。そういう状況もあり、なんとか犬とのかかわりを持ってないかと思ったのが事のはじまりです。それからあるホームページを見て身体障害者でも金魚にエサを与える装置が紹介されていてそれを拝見し、犬に應用できないかと思い付いたのです。業者の方と相談しながらメインになる機械を選定し、僕が操作出来るようにリモコンにスイッチをつけ、車椅子に取り付けました。本来、出先から電話で留守番するという犬にエサを与えるものですがそれをリモコンで制御出来るようにしたのです。装置を使い始めて半年近くになります。以前はランボーを遠くに待機させ、犬が見えないところで母が準備し、僕の合図で与えていましたが、今ではエサをまとめて入れておく事ができるので介助者の手も要らず、自分が考えて自分の好きな時に与えられますし、実感があります。食事の時間も一日2回のところを3回に増やし、犬とのかかわりを多くし、こちらに関心を集めるように意識しました。ランボーとアイコンタクトの量が増えました。スイッチは色々な種類があります。環境制御装置と組み合わせれば可能性が広がると思います。かなり以前に発売されていたおもちゃのバッテリーマシンと接続すればボール遊びも出来ます。希望としてはトイレやリードの取り外しなどもスイッチなどで制御出来ればいいと思います。」

費用はメインの装置が約3万円、改造のために約6万円、計9万円であった。

扱っている業者は以下のとおりである。

ダブル技研

http://www.j-d.co.jp/4_fks/fkstop.html